

答申書
(答申第381号)
令和6年2月27日

北海道情報公開条例第14条第2項ただし書による開示等の決定期間の延長に係る意見聴取について（答申）

北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第14条第2項ただし書の規定により、令和6年(2024年)2月13日付け資エネ第868号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、諮問の内容は適当なものであるとは認められません。

記

実施機関	北海道知事
事務担当課	経済部資源エネルギー局資源エネルギー課
公文書開示請求に係る対象公文書の 内 容	寿都町及び神恵内村において調査が進められているいわゆる核廃棄物施設に関して、北海道と経済産業省及びNUMOとの協議、打ち合わせ、北海道が両者に対し提出した意見等に関わる一切の文書、但し、時期は限定しない
公文書開示決定の 延長を希望する 期 間	開示請求のあった日の翌日から起算して5ヶ月
延長を認めない 理 由	開示請求に係る公文書が著しく大量であるとは認められないため。